国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

（令和７年外務省令第１６号）

令和７年１２月１７日
外務省領事局旅券課

１　改正の概要

「国外における旅券手数料の額を定める省令」（平成１８年外務省令第４号）の別表に定める国外における旅券手数料の額について、令和８年１月１日からブルガリアにおいて同国の通貨をもって徴収する額を改定する。

２　改正の理由

（１）ブルガリア政府は、令和８年１月１日から法定通貨としてユーロ貨を導入する予定である。これを受けて、令和７年１月７日付け財務省告示第３号にて公示された令和７年度出納官吏レート（本邦貨と外国貨の換算レート）が改正され、同レートは令和８年１月１日から適用される予定である。

（２）上記（１）に伴い、「国外における旅券手数料の額を定める省令」（平成１８年外務省令第４号）の別表に定められているブルガリアにおいて同国の通貨をもって徴収する旅券手数料の額について、令和８年１月１日から変更が必要となった。

（了）